

# 関西毎日歩こうる会規約書

## 1. 名称

関西毎日歩こうる会と称する。

## 2. 目的

ウォーキング及びアフターウォーキングで会員の親睦を深め合う。

## 3. 組織と任務

- (1) 会長 1名 会を総括し、例会の開催日・会員の入会・退会を承認する。
- (2) 常任理事 必要に応じ人数を決定出来る 会長を補佐し、例会計画を立案する。
- (3) 事務長又は総務 1名 会員への連絡・調整を行う。

## 4. 役員選任と任期

- (1) 会員の推薦又は会員の多数決によって行う。
- (2) 任期は2年とし、再任は妨げるものではない。
- (3) 会長は常任理事・事務長を推薦できる。

## 5. 会員資格

- (1) 所定の例会コースが歩けること。
- (2) 会員相互で親睦を図り、楽しくお酒を飲めること
- (3) 指定ある例会に年2度以上参加でき、アフターウォーキングにも参加できること。

## 4. 新会員条件

- (1) 会員2名以上の推薦があること
- (2) 入会判定は例会で行い、参加者の過半数の同意を得て入会を承認される。
- (3) 会長が承認すること

## 7. その他

会則に定めていない事項は、例会時に別途協議を実施し決定することが出来る。